
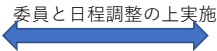


○介護予防支援の指定の流れ

<すでに居宅介護支援の指定を受けている事業所が申請する場合>

指定に係る事務	随時	指定日 1月前	指定日 10日前	指定日 (原則毎月1日)
①指定申請書類の受付	直近の③の開催月の前月の 10日まで 			介護予防支援 サービス 提供開始
②書類の不足・不備の修正				
③介護保険法第115条の2第4項 に係る意見聴取(2月に1回開催)	委員と日程調整の上実施 			
④指定決定通知書の交付			指定日の 前日までに	

<新しく立ち上げた事業所が居宅介護支援と介護予防支援を同時に申請する場合>

指定に係る事務	随時	居宅介護支援の 指定日20日前	居宅介護支援の 指定日10日前	居宅介護支援の 指定日 (原則毎月1日)	介護予防支援の 指定日1月前	介護予防支援の 指定日10日前	介護予防支援の 指定日 (原則居宅介護支援の 指定日の1月後)
①指定申請書類の受付	直近の③の開催月の 前月の10日まで 			居宅介護支援 サービス 提供開始			介護予防支援 サービス 提供開始
②書類の不足・不備の修正		指定権者による 書類最終確認					
③居宅介護支援の 指定決定通知書の交付			指定日の 前日までに				
④介護保険法第115条の2第4項 に係る意見聴取(2月に1回開催)				委員と日程調整の上実施 			
⑤介護予防支援の 指定決定通知書の交付						指定日の 前日までに	

※指定更新を同時申請できるよう、介護予防支援の指定期間の終期は居宅介護支援と同日とすることもできます。

○意見聴取の日程について

実施回	開催月 (実施日は中旬～下旬)	対象となる事業所
令和5年度	第1回	令和6年3月 令和6年4月1日から指定
令和6年度	第1回	令和6年5月 令和6年6月1日から指定
	第2回	令和6年7月 令和6年8月1日から指定
	第3回	令和6年9月 令和6年10月1日から指定
	第4回	令和6年11月 令和6年12月1日から指定
	第5回	令和7年1月 令和7年2月1日から指定
	第6回	令和7年3月 令和7年4月1日から指定

<申請スケジュールの具体的な例>

【居宅介護支援事業所】

【特例】

令和6年4月1日から指定を受けたい場合

令和6年3月15日まで	申請書類の 不足・不備の修正完了
令和6年3月中旬	意見聴取実施
令和6年3月下旬	指定決定通知書 交付
令和6年4月1日 ※令和6年5月1日も 選択可能	サービス提供開始

令和6年6月1日から指定を受けたい場合

令和6年4月10日まで	申請書類の 不足・不備の修正完了
令和6年5月中	意見聴取実施
令和6年5月下旬	指定決定通知書 交付
令和6年6月1日 ※令和6年7月1日も 選択可能	サービス提供開始

【新規立ち上げ事業所】

新規立ち上げの場合、令和6年4月1日から介護予防支援の指定を受けることはできません。

【最速】

令和6年6月1日からの指定を受けたい場合

令和6年3月15日まで	申請書類の 不足・不備の修正完了
令和6年3月下旬	居宅介護支援事業の 指定決定通知書交付
令和6年4月1日	居宅介護支援事業 サービス提供開始
令和6年5月中	意見聴取実施
令和6年5月下旬	介護予防支援事業の 指定決定通知書交付
令和6年6月1日 ※令和6年7月1日も 選択可能	介護予防支援事業の サービス提供開始

令和6年8月1日から
介護予防支援の指定を受けたい場合

令和6年6月10日まで	申請書類の 不足・不備の修正完了
令和6年6月下旬	居宅介護支援事業の 指定決定通知書交付
令和6年7月1日	居宅介護支援事業 サービス提供開始
令和6年7月中	意見聴取実施
令和6年7月下旬	介護予防支援事業の 指定決定通知書交付
令和6年8月1日 ※令和6年9月1日も 選択可能	介護予防支援事業の サービス提供開始